

# 少年法 61 条の情報社会における実効性と立法的改善の可能性の検討

太田ひらり

- 1, はじめに
- 2, 少年法 61 条の解釈と運用構造
- 3, 少年法 61 条の趣旨と現代社会の実情の比較
- 4, 少年法 61 条の立法的改善をめぐる試案と検討
- 5, おわりに

## 1, はじめに

はじめに、2023 年 1 月末、SNS において某寿司屋で起きた未成年による迷惑行為動画が拡散された後、その少年の氏名や高校名、顔写真などがネットに拡散された事件がある。現代ではインターネットの普及に伴い SNS が急速に発達したことにより、従来は報道機関などの限られた主体が担っていた情報発信が、一般の私人によっても容易に行われるようになった。

一方で、少年法 61 条は、原則として少年本人を推知し得る情報の報道を禁止している。少年の十分な保護や更生を図ることや、少年やその家族の名誉とプライバシーの保護をすることが趣旨であるとされている。

少年の健全育成を期すことを理念とする少年法は、健全育成を阻害する要因を少しでも排除してゆこうとする立場に立つ。したがって、少年法 61 条では事件に関与した少年について、情報機関に公表・報道することを規制することで、少年への社会やメディアからのあらゆる偏見を取り除き、少年へのいたずらな非難を回避することが求められている。<sup>1</sup>

このように、報道機関による公開は法律によって規制されている一方で、誰もが発信者になり得る現代においては、私人が発信する情報は規制の枠外に置かれており結果的に少年の特定が容易に行われているのが現状である。つまり、少年法 61 条の運用がデジタル時代に十分に適合出来ておらず、実効性を成し得ないものとなっているのではないか。

本稿では、少年法 61 条の解釈をしながら、現代社会における適合性について検討し、課題を指摘しつつ立法的改善可能性について考察していく。

---

<sup>1</sup> 【安倍哲夫『新版 青少年保護法〔補訂版〕』(尚学社、2014) 85 頁】

## 2. 少年法 61 条の解釈と運用構造

少年法 61 条は 1985 年の改正により現行少年法 61 条（以下現行 61 条）の規定となった。そこで、改正前の旧 74 条を確認した上で、現行少年法との比較し・検討する。

少年法旧 74 条は、1948 年に制定され 1985 年まで施行された法律である。少年事件に関する「事項」を新聞紙等の出版物に掲載を禁止する旨が定められている。違反すれば、一年以下の禁固または千円以下の罰金が科された。<sup>2</sup>旧少年法では、報道に対する刑事規制をしてでも少年の保護をはかることが意図されている。<sup>3</sup>

そこで、前章で述べた現行少年法 61 条と禁止するもの、罰則、罰則の目的を比較したものが表- 1 である。

【表- 1】

	旧74条	現行61条
禁止	少年事件に関する「事項」	少年の氏名、職業、年齢、住居、容貌
罰則	あり	なし
罰則有無の目的	模倣犯の対策	「表現の自由」への配慮

○公開の形式  
⇒可能な限り報道機関の裁量に委ねられている

旧 74 条と比較すると、現行 61 条においては禁止対象が限定され、より明確化されていることがわかる。

この禁止対象範囲の変化の裏付けとしては、罰則有無の変化に着目することが適切であると考えられる。現行 61 条では、憲法 21 条「表現の自由」への配慮から、推知報道に対する罰則は設けられておらず、少年に関する事項の公開の形式については、可能な限り報道機関の自主的な判断に委ねられるようになった。

よって、旧 74 条と比較すると、現行 61 条は報道機関との信頼を前提として運用されている法律であると解釈することができる。

<sup>2</sup> 【丸山椎夫『ブリッジブック 少年法入門』（社、年）86 頁】

<sup>3</sup> 【安倍哲夫『新版 青少年保護法〔補訂版〕』（尚学社、2014）85 頁】

## (2) 少年法 61 条の例外

(1) で述べたように、少年法 61 条では憲法 21 条の保障する「表現の自由」への配慮および調整がその解釈にあたって重要な要素とされている。もっとも、少年法 61 条は、原則として少年を推知し得る内容の公表を禁止しているが、構成要件解釈の結果、これに該当しないと判断された判例も存在する。以下では、そのような判例について検討する。

1998 年に発生した 19 歳の少年による境通り魔殺傷事件に関する報道では、少年の実名、職業、容ぼう、中学卒業時の顔写真が掲載されたほか、少年の自宅の状況、生育歴、非行・処分歴等が詳細に記載される記事が掲載された。

この記事につき、少年が原告となって記事執筆者や編集者、新潮社を不法行為に基づくとして損害賠償を請求した。

大阪高裁判決の決定によれば、「少年法 61 条は罪を犯した少年に対して実名報道されない権利を付与したものではない。」と解釈した上で、「表現行為が社会の正当な関心ごとであり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー等の侵害とはならないと言わなければならぬ。」とした。<sup>4</sup>

つまり、①表現行為が社会の正当な関心ごとである②その表現内容・方法が不当でない場合は、実名報道を認められるとされていることがわかる。そして、少年法 61 条は憲法 21 条に当然に優先される規定ではないため、憲法 21 条の保障する表現の自由との調整を行った上で、例外的に少年の実名報道は許される場合もあるという事である。

## (3) 「誰」に推知されてはならないのか

少年法 61 条は、情報機関に対して「推知し得る内容」の公表が規制されている。しかし、この文言を切り取ると、推知を行う主体やその基準が必ず明確であるとは言い難い。というのも、少年の身近な人物であれば、断片的な情報でも当該少年を推知し得るからである。そこで、本条において「誰」による推知が禁止されているのかの解釈について検討する。

---

<sup>4</sup> 【守山正 後藤弘子『ビギナーズ少年法』(成文堂、2023 年) 283 頁、284 頁】

この問題について、1994年長良川リンチ殺人事件にて議論され、最高裁判所が初めて推知報道の判断基準を示した。

長良川リンチ殺人事件では、少年が原告として、当時報道機関が少年の実名を推知させる仮名を用いて記事を掲載した点が少年法61条に違反し、原告の名誉、プライバシーを侵害するとして、不法行為であるとして損害賠償を請求した。

この事件の最高裁判決としては、「本件記事は、被上告人（＝少年）について、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、被上告人と特定するに足りる事項の記載はないから、被上告人と面識などのない不特定多数の一般人が、本件記事により、被上告人が当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない。」<sup>5</sup>と判断した。

のことから、少年法61条における「推知」を行う対象とは、不特定多数の一般人を指すものと解される。すなわち、少年の身近な特定多数の者による推知ではなく、不特定多数の一般人が当該少年本人であると推知し得るか否かを基準として、同条の規制対象が判断されているのである。

以上の検討に寄り、少年法61条は、不特定多数の一般人による少年の推知を防止することを原則としつつ、表現の自由との調整を踏まえて、その適用範囲が限定的に解釈される規定であるといえる。

### 3.少年法61条の趣旨と現代社会の実情の比較

第二章までの検討を踏まえた上で、本章では、少年法61条と現代社会の実情との比較をし、現代社会において少年法61条の抱える課題を考察する。

具体的には、冒頭で紹介した2023年1月末、SNSにおいて某寿司屋で発生した未成年による迷惑行為動画が拡散された後、その少年の氏名や高校名、顔写真などがインターネット上に広く流布した事例を取り上げ、少年法61条との関係について検討する。

#### （1）前章（1）と本件の比較・考察

初めに、前章（1）では、少年法61条が報道機関との信頼を前提として運用さ

---

<sup>5</sup> 【守山正 後藤弘子『ビギナーズ少年法』（成文堂、2023年）285頁、286頁】

れている規定であると解釈をした。しかし、本件では、SNSを通じた私人による情報発信・拡散が容易となった結果、報道機関による自制とは無関係に、少年の氏名や学校名、顔写真等が拡散される状況が生じている。このような状況においては、報道機関が少年法61条を遵守したとしても、少年の特定を防ぐことは困難である。つまり、私人による個人情報の拡散が容易となった結果、これまで少年法61条の運用を支えて自他報道機関との信頼関係が、形骸化しつつあると考えられる。

## （2）前章（2）と本件の比較・考察

次に、前章（2）では、憲法21条の保障する表現の自由との調整の結果、①表現行為が社会の正当な関心ごとである②その表現内容・方法が不当でない場合、例外的に少年の実名報道が許容され得る場合があることを明らかにした。本件において、①について、正当な関心ごとに該当するか否かの基準が必ずしも明確でない為、断定的に評価するのは困難である。しかし、①がいずれに該当するとしても、②については、少年の個人情報を、私人の手で、特定可能な形で拡散するという表現方法自体は不當であるといえることから、本件は例外的に実名報道が許容される場合には該当しないと考えられる。

## （3）前章（3）と本件の比較・考察

（3）では、少年法61条の定める推知の主体は不特定多数の一般人であると解釈をした。しかし本件では、SNS上において少年の詳細な個人情報が拡散された結果、不特定多数の一般人が当該少年を推知し得る状況が生じていたといえる。そして、SNSは利用者が多い上に積極的に検索を行わなくとも、タイムラインやおすすめ機能などを通じて情報が拡散されるため、不特定多数の者が容易勝瞬時に当該少年を推知・特定し得る状態に置かれる。このような状況は、少年法61条が想定している「推知」の防止が、情報の受け手の能動的行為を前提とせずに破られてしまうことを意味しており、同条の実効性を大きく低下させる要因であると考えられる。

よって、本件は、少年法61条が本来想定してきた「報道機関による自制」と「不特定多数による推知の防止」という運用構造が、SNSを中心とする現代の情報環境において十分に機能しなくなっていることを示す事例であるといえる。すなわち、私人による情報発信・拡散が容易となった結果、報道機関が少年法61条を遵守したとしても少年の特定を防ぐことが困難となり、少年法61条の実効性は相

対的に低下しつつある。このような現状を踏まえると、少年法61条と現代社会の情報流通の実態との間には乖離が生じていると考えられる。

このような情報環境は、少年法61条が本来意図する名誉・プライバシーの保護のみならず、少年の更生や社会復帰をも困難にするおそれがある。

以上から、現代の情報社会と少年法61条の運用との間には、一定の不適合が生じていると考えられる。

#### 4. 少年法61条の立法的改善をめぐる試案と検討

ここで、本章では少年法61条の立法的改善の可能性について検討する。そのために、報道機関との信頼関係が形骸化する要因を明らかにする観点から、旧74条を手がかりとして、まずは少年保護を過度に重視した極端な立法案を提示し、その限界を検討した上で、他の選択肢についても考察する。

##### (1) 少年法旧74条の復元案

一つ目に、少年法旧74条を復元するかたちで現行61条を改正する案である。この案では、少年事件の「事項」全般に関する掲載を刑事罰で取締まるといった方針を、報道機関に加え私人にも適用するという案である。

この案を採用すれば、少年自身の保護だけではなく、少年の名誉・プライバシーの保護について比重を置くことができる。少年の健全育成の妨げとなる要因を一定程度抑止が期待できる。そのため、少年法61条の趣旨を遵守することが可能となる。

だが、SNSがこれほど普及し、利用者数も増加し続ける現在では、特定に繋がる投稿を行った個人の全てを立件することは現実的ではない。さらに、境通り魔事件判決において、少年法61条が憲法21条に当然に優先される規定ではないと解されている。このことから、報道機関や私人に対して厳罰をもって表現の規制をすることは、表現の自由との調整という根本的な問題が再び顕在化させる恐れがある。加えて、過度な規制は報道機関との信頼関係の形骸化はより深刻化するといえる。

よって、この案は採用するべきではない。

##### (2) 少年法61条撤廃案

二つ目に少年法61条の規定そのものを撤廃するという案である。この案では、少年法61条を撤廃し、実名報道を全面的に解禁する。

この案を採用すれば、報道機関の自主的判断という不明確な判断基準に基

づく矛盾を解消できる。また、少年法 61 条による表現規制されることはなくなることで、憲法との衝突や、報道機関との信頼関係の形骸化といった問題も生じない。

一方で、この案では少年のプライバシーや更生に対する侵害が深刻化し、結果として少年法が本来守るべき健全育成という価値を損なうおそれがある。

よって、この案も採用すべきではない。

### (3) 結論の整理

以上のことからすると、少年法 61 条は他の法令か関係機関、更には憲法上との権利とも密接に関係する規定である。そのため、少年法 61 条に改正が加えられた場合には、周辺制度や運用面においても幅広い調整が必要となることが課題として想定される。よって、現行少年法 61 条については、現時点において大幅な改正を行うことは容易ではないとの結論づけられる。

## 5.まとめと考察

これまでの検討を踏まえると、現行少年法は、その理念自体は現在においても重要な意義を有している一方で、制度設計は現代の情報社会に十分対応しきれていない側面があると考えられる。とりわけ、SNS を中心とする情報流通の加速により、少年法のみで少年の特定情報の拡散を抑止することには限界がある。

そのため、現行少年法 61 条は維持した上で、報道機関による最低限の報道規制を前提としつつ、媒体横断的な少年特定情報の流通規制、名誉毀損に対する制裁の実効性確保、SNS 上での削除対応やプラットフォーム事業者の責務強化、さらにはデジタルリテラシー教育や情報モラル啓発の体系化など、複数の制度と主体が連携した包括的な対応によって、その理念を実現していく必要があると考える。